



動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました



去る令和元年6月に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、令和2年6月より、改正内容の一部が施行されました。
主な改正内容は、以下のとおりです。

動物の適正飼養に関すること

令和2年6月1日施行

動物の所有者等が守る責務が明確になりました

動物の所有者等は、環境大臣が定めた動物の飼養及び保管に関する基準(家庭動物等の飼養及び保管に関する基準など)を守ることが明確に示されました。

適正飼養が困難な場合の犬猫の繁殖制限が義務化されました

動物の飼養頭数が増え過ぎると、全ての動物に十分に世話ができなかつたり、生活環境を悪化させたりする場合があります。

このような状況になることを防ぐため、適正な飼養が困難となるおそれがある場合、犬や猫の所有者には、不妊去勢手術など繁殖を防止するための措置をとることが義務付けられました。



不適正な飼養に対する行政の指導等が拡充されました

動物の不適正な飼養により、周辺の生活環境が損なわれたり、動物が衰弱するなどの虐待につながったりすることがあります。このような状況を改善するため、都道府県知事は飼い主等に対して、勧告や命令に加え、新たに指導や助言、報告の徴収、立入検査が行えるようになりました。

動物虐待等の罰則が強化されました

近年、悪質な動物の虐待等に関する事件が後を絶たない状況等を踏まえ、愛護動物のみだりな殺傷、虐待・遺棄についての罰則が強化されました。

殺傷に関する罰則

(改正前) 2年以下の懲役又は
200万円以下の罰金



(改正後) 5年以下の懲役又は
500万円以下の罰金

虐待・遺棄に関する罰則

(改正前) 100万円以下の罰金



(改正後) 1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

※愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる。人が占有している動物で哺乳類、鳥類及び爬虫類に属するもの。

特定動物に関する規制が強化されました

この法律では、人の生命、身体又は財産に害を与えるおそれがある動物を「特定動物」として指定しており、飼養・保管する場合には都道府県知事の許可が必要です。

今回の改正により、以下のとおり規制が強化されました。

- ・特定動物を愛玩目的で飼養・保管することが禁止されました。
- ・特定動物の対象に、特定動物が交雑して生じた動物(交雑種)が追加されました。



🐾 第一種動物取扱業による適正飼養の促進等に関すること 🐾

令和2年6月1日施行

🐾 動物の販売場所が事業所に限定されました

第一種動物取扱業者は、動物の販売に際して、動物の現在の状況を見せること（現物確認）と動物を適切に飼うために必要な情報を説明すること（対面説明）が義務付けられています。現物確認と対面説明は、動物取扱業者の事業所で行うことが新たに定められました。



令和3年6月までに施行

🐾 第一種動物取扱業者の遵守基準が規定されます

飼養施設の設備（ケージ等）の構造・規模など遵守すべき事項として7項目が規定されます。犬猫等販売業者に係る基準の場合は、できる限り具体的なものでなければなりませんとされています。

🐾 犬猫の販売日齢に関する規制が変わります

出生後56日を経過しない犬猫を販売すること等ができなくなります。
※天然記念物として指定された犬について、特例措置あり。

🐾 マイクロチップの装着等に関すること 🐾

令和4年6月までに施行

🐾 犬や猫を販売する事業者について

マイクロチップの装着、所有者情報の登録が義務付けられます。

🐾 犬や猫の飼い主について

マイクロチップの装着、所有者情報の登録が努力義務となります。
マイクロチップを装着した犬や猫を譲り受けた場合は、登録情報の変更が義務付けられます。



🐾 狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例について

犬に装着されたマイクロチップは、狂犬病予防法上の鑑札とみなされます。
犬の所有者情報が登録された場合、その情報は鑑札交付事務を行う区市町村に通知されます。

※マイクロチップ(MC)とは？

MCは、直径約2mm、長さ約8～12mmの円筒形の小さな電子標識器具です。
MCには15桁の番号が記録されており、専用のリーダーという器具を使って読むことができます。

迷子や地震発生時などに、ペットの犬や猫と飼い主が離ればなれになってしまっても、MCの番号をリーダーで読み取り、登録機関に登録された飼い主情報と照合することにより、飼い主のもとに戻ってくる可能性が高くなります。



問合せ先

「ペットに関する相談窓口」

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/aigo/soudanmadoguti.html>

発行：東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
印刷：株式会社シーエスプランニング

登録番号(2)71
令和2年7月発行



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

R70
古紙ハルパ配合率70%再生紙を使用